

#### 第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2 - 5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 共通規定</b></p> <p>第68条の3～第68条の3の2（共通事項）関係</p> <p><b>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第68条の9（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の15（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の16（特定設備等の特別償却）関係</p> <p>第1款 共通事項</p>	<p><b>第1章 共通規定</b></p> <p>第68条の3～第68条の3の2（共通事項）関係</p> <p><b>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第68条の9（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の15（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の16（特定設備等の特別償却）関係</p> <p>第1款 共通事項</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p> <p>第68条の17《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第68条の18《特定中核的民間施設等の特別償却》関係</p> <p>第68条の19《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第68条の20《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係</p> <p>第68条の20の2《開発研究用設備の特別償却》関係</p> <p>第68条の21《事業革新設備の特別償却》関係</p> <p>第68条の23《特定電気通信設備等の特別償却》関係</p> <p>第68条の24《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第68条の25《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係</p> <p>第68条の26《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第68条の27《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第68条の29《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第68条の30《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却》関係</p> <p>第1款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第68条の31《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第68条の32《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係</p>	<p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p> <p>第68条の17《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第68条の18《特定中核的民間施設等の特別償却》関係</p> <p>第68条の19《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第68条の20《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係</p> <p>第68条の20の2《開発研究用設備の特別償却》関係</p> <p>第68条の21《事業革新設備の特別償却》関係</p> <p>第68条の22《特定余暇利用施設の特別償却》関係</p> <p>第68条の23《特定電気通信設備等の特別償却》関係</p> <p>第68条の24《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第68条の24の2《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係</p> <p>第68条の25《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第68条の26《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係</p> <p>第68条の27《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第68条の29《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第68条の30《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却》関係</p> <p>第1款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第68条の31《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第68条の32《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係</p>

第68条の33（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）関係  
 第68条の34（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係  
 第68条の35（特定再開発建築物等の割増償却）関係  
 第68条の36（倉庫用建物等の割増償却）関係  
 第68条の38（植林費の損金算入の特例）関係  
 第68条の39（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）関係  
 第68条の41（準備金方式による特別償却）関係

### 第3章 連結法人の準備金等

第68条の43～第68条の58（共通事項）関係  
 第68条の43（海外投資等損失準備金）関係  
 第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係  
 第68条の45（特定災害防止準備金）関係  
 第68条の47（特定都市鉄道整備準備金）関係  
 第68条の48（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係  
 第68条の49（ガス熱量変更準備金）関係  
 第68条の50（電子計算機買戻損失準備金）関係  
 第68条の52（日本国際博覧会出展準備金）関係  
 第68条の53（使用済核燃料再処理準備金）関係  
 第68条の54（原子力発電施設解体準備金）関係  
 第68条の55（保険会社等の異常危険準備金）関係  
 第68条の56（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係  
 第68条の57（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係  
 第68条の58（特別修繕準備金）関係  
 第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）関係

### 第4章 削 除

第68条の33（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）関係  
 第68条の34（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係  
 第68条の35（特定再開発建築物等の割増償却）関係  
 第68条の36（倉庫用建物等の割増償却）関係  
 第68条の38（植林費の損金算入の特例）関係  
 第68条の39（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）関係  
 第68条の41（準備金方式による特別償却）関係

### 第3章 連結法人の準備金等

第68条の43～第68条の58（共通事項）関係  
 第68条の43（海外投資等損失準備金）関係  
 第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係  
 第68条の45（特定災害防止準備金）関係  
 第68条の47（特定都市鉄道整備準備金）関係  
 第68条の48（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係  
 第68条の49（ガス熱量変更準備金）関係  
 第68条の50（電子計算機買戻損失準備金）関係  
 第68条の52（日本国際博覧会出展準備金）関係  
 第68条の53（使用済核燃料再処理準備金）関係  
 第68条の54（原子力発電施設解体準備金）関係  
 第68条の55（保険会社等の異常危険準備金）関係  
 第68条の56（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係  
 第68条の57（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係  
 第68条の58（特別修繕準備金）関係  
 第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）関係

### 第4章 削 除

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>	<p><b>第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>
<p><b>第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係</p>	<p><b>第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係</p>
<p><b>第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例</b></p> <p>第68条の64（農用地利用集積準備金）関係</p> <p>第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>	<p><b>第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例</b></p> <p>第68条の64（農用地利用集積準備金）関係</p> <p>第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>
<p><b>第8章 連結法人の交際費等の課税の特例</b></p> <p>第68条の66（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p>	<p><b>第8章 連結法人の交際費等の課税の特例</b></p> <p>第68条の66（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p>
<p><b>第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p> <p>第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p>	<p><b>第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p> <p>第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p>

- 第2款 収益の額
- 第3款 原価の額
- 第4款 直接又は間接に要した経費の額等
- 第5款 適用除外関係
- 第6款 その他

## 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85（共通事項）関係

第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

- 第1款 収用等の範囲
- 第2款 補償金の範囲等
- 第3款 圧縮記帳等の計算
- 第4款 収用証明書等

第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

- 第1款 対象資産の範囲等
- 第2款 事業の用に供したことの意義等
- 第3款 圧縮限度額の計算等
- 第4款 特別勘定
- 第5款 その他

- 第2款 収益の額
- 第3款 原価の額
- 第4款 直接又は間接に要した経費の額等
- 第5款 適用除外関係
- 第6款 その他

## 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85（共通事項）関係

第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係

- 第1款 収用等の範囲
- 第2款 補償金の範囲等
- 第3款 圧縮記帳等の計算
- 第4款 収用証明書等

第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

- 第1款 対象資産の範囲等
- 第2款 事業の用に供したことの意義等
- 第3款 圧縮限度額の計算等
- 第4款 特別勘定
- 第5款 その他

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の82及び第68条の83《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第68条の84及び第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p><u>第68条の85の2《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例》関係</u></p>	<p>第68条の82及び第68条の83《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第68条の84及び第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係</p>
<p><b>第11章 連結法人の現物出資の場合の課税の特例</b></p> <p>第68条の86《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係</p>	<p><b>第11章 連結法人の現物出資の場合の課税の特例</b></p> <p>第68条の86《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係</p>
<p><b>第12章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</b></p> <p>第68条の88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 <u>取引単位営業利益法の適用</u></p> <p>第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第7款 申告調整等</p> <p>第8款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p><b>第12章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</b></p> <p>第68条の88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p> <p>第6款 申告調整等</p> <p>第7款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p><b>第13章 連結法人の国外支配株主に係る負債の利子の課税の特例</b></p> <p>第68条の89《連結法人の国外支配株主に係る負債の利子の課税の特例》関</p>	<p><b>第13章 連結法人の国外支配株主に係る負債の利子の課税の特例</b></p> <p>第68条の89《連結法人の国外支配株主に係る負債の利子の課税の特例》関</p>

<p style="text-align: center;">係</p> <p><b>第14章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例</b></p> <p style="text-align: center;">第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p><b>第15章 連結法人のその他の特例</b></p> <p>第68条の94（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）関係</p> <p>第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係</p> <p>第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p> <p>第68条の103（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）関係</p> <p>第68条の103の3（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の104及び第68条の105（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）関係</p> <p style="text-align: center;">係</p> <p>第68条の108（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第68条の109（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）関係</p>	<p style="text-align: center;">係</p> <p><b>第14章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例</b></p> <p style="text-align: center;">第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p><b>第15章 連結法人のその他の特例</b></p> <p>第68条の94（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）関係</p> <p>第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係</p> <p>第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p> <p>第68条の103（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）関係</p> <p>第68条の103の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の104及び第68条の105（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）関係</p> <p style="text-align: center;">係</p> <p>第68条の108（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第68条の109（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）関係</p>
--	--

**二 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係**

改 正 後	改 正 前
<p>（特定設備等の特別償却の計算）</p> <p><b>68の10～68の36共 - 1</b> 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項から第3項まで、第68条</p>	<p>（特定設備等の特別償却の計算）</p> <p><b>68の10～68の36共 - 1</b> 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項から第3項まで、第68条</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の16から第68条の21まで、第68条の23から第68条の27まで、第68条の29及び第68条の31から第68条の36まで……………</p> <p><b>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</b></p> <p><b>68の10～68の36共 - 2</b> 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の20の2第1項、第68条の21、<u>第68条の23</u>から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36までの規定(同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の3第1項、<u>第44条の4</u>及び<u>第44条の6</u>から第48条までの規定を含む。)……………</p> <p><b>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</b></p> <p><b>68の10～68の36共 - 4</b> 措置法第68条の10から第68条の21まで、<u>第68条の23</u>から第68条の27まで、第68条の29及び第68条の34から第68条の36まで……………</p> <p>……………</p> <p>注1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>の16から第68条の27まで、第68条の29及び第68条の31から第68条の36まで……………</p> <p><b>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</b></p> <p><b>68の10～68の36共 - 2</b> 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の20の2第1項、第68条の21から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36までの規定(同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の3第1項及び<u>第44条の4</u>から第48条までの規定を含む。)……………</p> <p><b>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</b></p> <p><b>68の10～68の36共 - 4</b> 措置法第68条の10から第68条の27まで、第68条の29及び第68条の34から第68条の36まで……………</p> <p>……………</p> <p>注1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

### 三 第68条の10(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p><b>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</b></p> <p><b>68の10 - 1</b> 連結法人が、<u>措置法第68条の10第2項</u>に規定する「中小連結法人」</p>	<p><b>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</b></p> <p><b>68の10 - 1</b> 連結法人が、<u>措置法第68条の10第1項第4号又は第2項</u>に規定す</p>

に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を同条第1項かっこ書に規定する製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

#### 68の10 - 2 削除

#### 68の10 - 3 削除

#### 68の10 - 4 削除

「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を同条第1項かっこ書に規定する製造業、建設業その他政令で定める事業（以下68の10 - 4までにおいて「対象事業」という。）の用に供した日の現況によって判定するものとする。

#### （事業の判定）

**68の10 - 2** 措置法第68条の10第1項第4号に規定する連結法人の営む事業が対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

注 措置法規則第22条の24の規定により対象事業に含まれる措置法規則第20条の2第1項第5号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」（通信業を除く。）、「小分類693駐車場業」、「中分類72宿泊業」、「大分類N医療、福祉」、「大分類O教育、学習支援業」、「中分類79協同組合（他に分類されないもの）」及び「大分類Qサービス業（他に分類されないもの）」（旅行業を除く。）に分類する事業が該当する。

#### （その他これらに類する事業に含まれないもの）

**68の10 - 3** 措置法規則第22条の24の規定により対象事業から除かれる措置法規則第20条の2第1項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように、一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。

#### （対象事業とその他の事業とに共通して使用されるエネルギー需給構造改革推進設備等）

**68の10 - 4** 措置法第68条の10第1項第4号に規定する中小連結法人又は農業協同組合等が、対象事業とその他の事業とを営む場合において、その取得又は製作をした機械その他の減価償却資産をそれぞれの事業に共通して使用し

改 正 後	改 正 前
<p>68の10 - 6 <u>削除</u></p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68の10 - 7 措置法第68条の10第1項第2号及び措置法令第39条の40第2項に規定する減価償却資産に係る平成4年3月31日付大蔵省告示第57号の別表... .....</p>	<p>ているときは、その全部を対象事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</p> <p>(<u>圧縮記帳をしたエネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額</u>)</p> <p>68の10 - 6 措置法令第39条の40第4項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が200万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械その他の減価償却資産が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68の10 - 7 措置法第68条の10第1項第2号及び措置法令第39条の40第3項に規定する減価償却資産に係る平成4年3月31日付大蔵省告示第57号並びに措置法令第39条の40第4項に係る平成4年3月31日付通商産業省告示第145号の別表.....</p>

#### 四 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度のうちにおいて中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の11 - 1 .....</p> <p>.....措置法規則第22条の24第1項.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(連結事業年度のうちにおいて中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の11 - 1 .....</p> <p>.....措置法規則第22条の24の2第1項.....</p> <p>(注) .....</p>

**（農林業用の機械及び装置）**

**68の11 - 1の2** 農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第68条の11の規定の適用上、耐用年数省令別表第七（以下68の11 - 1の2において「別表第七」という。）に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。

別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの
電動機 内燃機関、ボイラー及びポンプ トラクター	全部
耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの
農産物処理加工用機具 （精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	動力により作動するもの
その他の機具	精米機及び精麦機

**（取得価額の判定単位）**

**68の11 - 2** .....  
 .....120万円以上.....  
 (注) 措置法規則第22条の24第1項.....120万円以上.....

**（新設）**

**（取得価額の判定単位）**

**68の11 - 2** .....  
 .....100万円以上.....  
 (注) 措置法規則第22条の24の2第1項.....100万円以上.....

改 正 後	改 正 前
<p>...</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>68の11 - 3 .....  .....<u>120万円以上</u>.....</p>	<p>.....</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>68の11 - 3 .....  .....<u>100万円以上</u>.....</p>

**五 第68条の12《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係**

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の12 - 1 .....  .....措置法規則第22条の25第 1 項又は第 5 項.....  (注) .....</p> <p>(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の12 - 4 .....措置法第68条の12第 1 項第 4 号.....  (注) .....(同項第 4 号に係るものに限る。)... (同条第 1 項第 4 号に係るものに限る。)</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>68の12 - 5 .....措置法第68条の12第 1 項第 2 号から第 4 号まで...  .....</p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)</p>	<p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の12 - 1 .....  .....措置法規則第22条の25第 1 項又は第 4 項.....  (注) .....</p> <p>(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の12 - 4 .....措置法第68条の12第 1 項第 3 号.....  (注) .....(同項第 3 号に係るものに限る。)... (同条第 1 項第 3 号に係るものに限る。)</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>68の12 - 5 .....措置法第68条の12第 1 項第 2 号又は第 3 号.....  .....</p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)</p>

<p>68の12 - 7 .....</p> <p>(注) <u>同項第7号口</u>.....</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>68の12 - 12 .....</p> <p>.....68の12 - 14.....</p>	<p>68の12 - 7 .....</p> <p>(注) <u>同項第6号口</u>.....</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>68の12 - 12 .....</p> <p>.....68の11 - 14.....</p>
--	--

六 第68条の16（特定設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68の16(1) - 1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....<u>措置法令第39条の46第10項</u>.....</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68の16(1) - 1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....<u>措置法令第39条の46第9項</u>.....</p>
<p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68の16(1) - 2 .....</p> <p>.....<u>措置法令第39条の46第11項</u>.....</p>	<p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68の16(1) - 2 .....</p> <p>.....<u>措置法令第39条の46第10項</u>.....</p>
<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68の16(1) - 3 <u>措置法令第39条の46第1項及び第8項</u>.....</p>	<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68の16(1) - 3 <u>措置法令第39条の46第1項及び第7項</u>.....</p>
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68の16(1) - 4 .....</p> <p><u>同条第8項</u>.....</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68の16(1) - 4 .....</p> <p><u>同条第7項</u>.....</p>
<p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p>	<p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68の16(1) - 5 .....</p> <p style="padding-left: 2em;">措置法令第39条の46第 8 項.....</p> <p>(中小連結法人等以外の連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の16(2) - 2 .....</p> <p style="padding-left: 2em;">措置法令第39条の46第 3 項.....</p> <p>(新增設設備の範囲)</p> <p>68の16(2) - 3 措置法令第39条の46第 3 項.....同条第 4 項.....</p> <p style="padding-left: 2em;">.....同条第 3 項.....同条第 4 項.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>注 .....措置法規則第22条の29第 3 項及び第 6 項第 2 号に規定する要件である措置法規則第20条の 6 第 3 項第 2 号口及び第 6 項第 2 号口.....</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68の16(3) - 1 措置法令第39条の46第 7 項.....</p> <p>注 .....</p> <p>(航空機の範囲)</p> <p>68の16(4) - 1 .....</p> <p style="padding-left: 2em;">.....措置法令第39条の46第 9 項かっこ書.....</p>	<p>68の16(1) - 5 .....</p> <p style="padding-left: 2em;">措置法令第39条の46第 7 項.....</p> <p>(中小連結法人等以外の連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の16(2) - 2 .....</p> <p style="padding-left: 2em;">措置法令第39条の46第 2 項.....</p> <p>(新增設設備の範囲)</p> <p>68の16(2) - 3 措置法令第39条の46第 2 項.....同条第 3 項.....</p> <p style="padding-left: 2em;">.....同条第 2 項.....同条第 3 項.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>注 .....措置法規則第22条の29第 2 項及び第 5 項第 2 号に規定する要件である措置法規則第20条の 6 第 2 項第 2 号口及び第 5 項第 2 号口.....</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68の16(3) - 1 措置法令第39条の46第 6 項.....</p> <p>注 .....</p> <p>(航空機の範囲)</p> <p>68の16(4) - 1 .....</p> <p style="padding-left: 2em;">.....措置法令第39条の46第 8 項かっこ書.....</p>

七 第68条の20の2（開発研究用設備の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（専ら開発研究の用に供されるもの）</p> <p>68の20の2 - 2 措置法令第39条の50第1項……………</p>	<p>（専ら開発研究の用に供されるもの）</p> <p>68の20の2 - 2 措置法令第39条の49の2第1項……………</p>
<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>68の20の2 - 3 措置法令第39条の50第1項……………</p>	<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>68の20の2 - 3 措置法令第39条の49の2第1項……………</p>
<p>（圧縮記帳をした開発研究用設備の取得価額）</p> <p>68の20の2 - 4 措置法令第39条の50第1項……………</p>	<p>（圧縮記帳をした開発研究用設備の取得価額）</p> <p>68の20の2 - 4 措置法令第39条の49の2第1項……………</p>

八 第68条の21（事業革新設備の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期）</p> <p>68の21 - 1 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の51第1項各号……………</p>	<p>（特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期）</p> <p>68の21 - 1 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の50第1項各号……………</p>

九 第68条の22（特定余暇利用施設の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（廃止）</p> <p>（廃止）</p>	<p><u>第68条の22（特定余暇利用施設の特別償却）関係</u></p> <p>（取得価額の判定単位）</p> <p><u>68の22 - 1 措置法第68条の22第1項に規定する特定余暇利用施設（以下「特定余暇利用施設」という。）に係る措置法令第28条の8第2項に規定する建</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p> <p>( 廃 止 )</p>	<p>物及びその附属設備並びに構築物（以下68の22 - 3までにおいて「建物等」という。）の取得価額の合計額が1億3千万円以上であるかどうかは、特定余暇利用施設に係る措置法規則第20条の10第2項各号に掲げるそれぞれの施設（当該施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。）ごとに判定するのであるから、例えば、一の建物等が同項第2号に掲げる劇場と博物館とから成る場合には、それぞれの施設ごとに判定することに留意する。</p> <p>注  例えば、複数のテニスコートが一体として整備される庭球場又は大小複数のプールが一体として整備される水泳場は、一の施設として取り扱う。</p> <p><b>（圧縮記帳をした建物等の取得価額）</b></p> <p><b>68の22 - 2</b> 建物等の取得価額の合計額が1億3千万円以上であるかどうかを判定する場合において、その建物等が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><b>（附属施設等の意義）</b></p> <p><b>68の22 - 3</b> 特定余暇利用施設に係る措置法規則第20条の10第2項に規定する「当該施設に専ら附属する施設として設置するもの」（以下68の22 - 3において「附属施設」という。）は、同項各号に掲げるそれぞれの施設とともに取得等をする場合における附属施設に限られることに留意する。</p> <p>特定余暇利用施設に係る措置法令第28条の8第2項に規定する建物の附属設備についても、同様とする。</p>

十 第68条の24（商業施設等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>68の24 - 4 <u>削 除</u></p> <p>（床面積の意義）</p> <p>68の24 - 12 <u>措置法令第39条の53第 8 項</u>に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。</p>	<p><u>（圧縮記帳をした商業基盤施設の取得価額）</u></p> <p>68の24 - 4 <u>措置法令第39条の53第10項</u>に規定する商業基盤施設の取得又は建設に必要な資金の額が10億円以上であるかどうかを判定する場合において、<u>当該商業基盤施設が法第81条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>（床面積の意義）</p> <p>68の24 - 12 <u>措置法令第39条の53第 9 項又は第19項</u>に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。</p>

127

十一 第68条の25（製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第68条の25（製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係</u></p> <p>（特定認定事業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>68の25 - 1 <u>連結法人が、措置法第68条の25第 2 項</u>.....</p>	<p><u>第68条の24の 2（製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係</u></p> <p>（特定認定事業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>68の24の 2 - 1 <u>連結法人が、措置法第68条の24の 2 第 2 項</u>.....</p>

十二 第68条の26（再商品化設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第68条の26（再商品化設備等の特別償却）関係</u></p>	<p><u>第68条の25（再商品化設備等の特別償却）関係</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>68の26 - 1</u> 連結法人が、その取得等をした措置法第68条の26第1項……………</p> <p>……………</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p><u>68の26 - 2</u> 措置法第68条の26第1項……………</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p><u>68の25 - 1</u> 連結法人が、その取得等をした措置法第68条の25第1項……………</p> <p>……………</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p><u>68の25 - 2</u> 措置法第68条の25第1項……………</p>

十三 第68条の26《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>第68条の26《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係</u>
(廃止)	<p><u>(事業の判定)</u></p> <p><u>68の26 - 1</u> 連結法人の営む事業が措置法第68条の26第1項に規定する輸入関連事業(以下「輸入関連事業」という。)に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>
(廃止)	<p><u>(主たる事業でない場合の適用)</u></p> <p><u>68の26 - 2</u> 連結法人の営む事業が輸入関連事業に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</u></p> <p><u>68の26 - 3</u> 措置法第68条の26第1項に規定する輸入関連事業用資産に係る措置法令第28条の13第3項第1号に規定する工場用の建物及びその附属設備に</p>

は、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

なお、同項第2号から第5号に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても同様とする。

(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(廃止)

**(工場用、作業場用等その他の用に共用されている建物の判定)**

**68の26 - 4** 一の建物が工場用、作業場用等その他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用、作業場用等に供されている部分について措置法第68条の26第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。

(1) 工場用、作業場用等その他の用に供されている部分を区分することが困難である場合は、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。

(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分である場合は、その全部が工場用、作業場用等に供されているものとすることができる。

(廃止)

**(圧縮記帳をした輸入関連事業用資産の取得価額)**

**68の26 - 5** 措置法令第39条の55第1項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3,500万円(当該一の生産等設備が製造業の用に供されるものである場合には、1億円)以上であるかどうかを判定する場合において、その一の生産等設備を構成する減価償却資産のうち法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p><b>( 取得価額の合計額が10億円を超えるかどうか等の判定 )</b></p> <p><b>68の26 - 6</b> 措置法第68条の26第1項の適用上、輸入関連事業用資産で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかは、その新設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>措置法令第39条の55第1項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3,500万円(当該一の生産等設備が製造業の用に供されるものである場合には、1億円)以上であるかどうかの判定についても同様とする。</p>
( 廃 止 )	<p><b>( 2以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算 )</b></p> <p><b>68の26 - 7</b> 一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産でその取得価額の合計額が10億円を超えるものを2以上の連結事業年度(それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、当該事業年度)において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて10億円を超えることとなる連結事業年度(以下68の26 - 7において「<b>超過連結事業年度</b>」という。)における措置法第68条の26第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の輸入関連事業用資産の取得価額は、次の算式によるものとする。</p> <p>( 算式 )</p> $10\text{億円} - \frac{\text{超過連結事業年度前の各連結事業年度(注1)において事業の用に供した輸入関連事業用資産の取得価額の合計額(注2)}}{\text{超過連結事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産の取得価額}} \times \frac{\text{超過連結事業年度において事業の用に供した輸入関連事業用資産の取得価額の合計額}}{\text{超過連結事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産の取得価額}}$ <p>注1 その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度</p>

とする。以下注書2において同じ。

2 超過連結事業年度前の各連結事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

#### 十四 第68条の27《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(一の生産等設備の取得価額基準の判定)</p> <p>68の27 - 3 ..... .....<u>2,500万円</u>又は1,000万円を超えるかどうかについては..... .....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68の27 - 4 ..... .....<u>2,500万円</u>又は1,000万円を超えるかどうかを判定するときは..... ..... 注) .....</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68の27 - 8 ..... 工業用機械等に係る措置法令第28条の13第9項、第11項及び第12項..... ..... (1) ..... (2) ..... 注) .....</p>	<p>(一の生産等設備の取得価額基準の判定)</p> <p>68の27 - 3 ..... .....<u>2,800万円</u>又は1,000万円若しくは<u>2,500万円</u>を超えるかどうかについては.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68の27 - 4 ..... .....<u>2,800万円</u>又は1,000万円若しくは<u>2,500万円</u>を超えるかどうかを判定するときは..... ..... 注) .....</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>68の27 - 8 ..... 工業用機械等に係る措置法令第28条の14第4項、第11項、第13項及び第14項..... ..... (1) ..... (2) ..... 注) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68の27 - 11 .....</p> <p>.....</p> <p>.....2,500万円又は1,000万円を超えるかどうかの判定についても同様とする。</p>	<p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>68の27 - 11 .....</p> <p>.....</p> <p>.....2,800万円又は1,000万円若しくは2,500万円を超えるかどうかの判定についても同様とする。</p>

**十五 第68条の29《医療用機器等の特別償却》関係**

改 正 後	改 正 前
<p>(療養病床等に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定等)</p> <p>68の29 - 7 .....</p> <p>.....措置法令第28条の14第5項.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(療養病床等に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定等)</p> <p>68の29 - 7 .....</p> <p>.....措置法令第28条の15第5項.....</p> <p>.....</p> <p>(注) .....</p>

**十六 第68条の32《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係**

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>68の32 - 1 連結法人の営む事業が措置法第68条の32第1項各号に規定する農業又は素材生産業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(総収入金額)</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>68の32 - 1 連結法人の営む事業が措置法第68条の32第1項各号に規定する農業、素材生産業又は林業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(総収入金額)</p>

68の32 - 4 .....措置法令第39条の61第11項.....

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

68の32 - 6 措置法令第39条の61第11項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(5) .....

(6) .....

注1 .....

2 .....

(素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示)

68の32 - 7 措置法令第39条の61第11項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(5) .....

注 .....

(国の内外にわたって素材生産業を営む場合)

68の32 - 8 .....

.....措置法令第39条の61第11項.....

注1 .....

2 .....

68の32 - 4 .....措置法令第39条の61第13項.....

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

68の32 - 6 措置法令第39条の61第13項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(5) .....

(6) .....

注1 .....

2 .....

(素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示)

68の32 - 7 措置法令第39条の61第13項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(5) .....

注 .....

(国の内外にわたって素材生産業を営む場合)

68の32 - 8 .....

.....措置法令第39条の61第13項.....

注1 .....

2 .....